

農業政策と農業生涯学習－ 2：株式会社の農業参入をめぐる

－パソナチャレンジファームへの視点－

廣 渡 修 一*

The Agricultural Policies and The Agricultural Life-long Learning Programs in Japan (Part 2)

: Focusing on The Participations into the Agriculture by the Private Corporations

－A point of view as to The Pasona Challenge Farm－

Shuichi HIROWATARI

要約

本稿は、我が国における農業政策の中心課題の一つである株式会社による農業参入について、その経緯、法制度、実態、背景、課題等について詳述したものである。その上で、中心事例として派遣会社パソナが淡路島に展開するチャレンジファームを取り上げ、その沿革と現状、構想と課題等について論究した。

まず前半では、株式会社の農業参入に関する沿革について、法制度的な変遷を中心に取り上げ、内在する諸問題を考察した。また、幾つかの事例を紹介しながら、農業参入の実態について描出した。後半では、2008年10月より開始されたパソナチャレンジファームを対象として、その基本構想や将来計画、農業生涯学習（人材育成計画）の実態等について論述した。最後に、インタビュー結果等を踏まえて、このプロジェクトに参加した「農援隊員」のプロファイルを紹介すると共に若干の問題点について指摘した。

我が国農業は、担い手の高齢化と逼迫、食料自給率の低下、耕作放棄地の拡大、国際競争下の生き残りといった諸課題に直面している。株式会社による農業参入によって、こうした諸課題がどの程度解決されるのかは、現時点では全く不透明であり、未知数と言わねばならない。しかしながら、わが国農政が既にその方向に舵を切ったことは確かである（その究極のメルクマールは、株式会社による直接的な農地取得にある）。そうした政策動向の中で、パソナをはじめとした株式会社による事業展開の今後の推移を観察することは、喫緊の課題である。また、事業展開に伴って農業生涯学習（人材育成計画）がどのように展開されるのかも、きわめて興味深いテーマである。

本稿は、前稿（「農業政策と農業生涯学習－ 1：徳島県における農業生涯学習のプログラム開発と社会連携－市民ファーマー育成講座を中心事例として－」『紀要』第18巻）における論考から転

*徳島大学大学開放実践センター

回して、株式会社による農業参入に着目し、その動態を分析するための仮設的視点を提起した。

はじめに

農林水産省（以下、農水省）の平成21年度予算概算によれば、「企業参入支援総合対策」が設定され、103.5百万円が計上されている。これは、農業経営に意欲的な企業等の農業参入を促進する施策の一つである。企業等の農業参入は、現状（平成20年9月1日現在）では、155市町村、320法人となっていて、このうち建設業が104法人（32.5%）、食品会社が65法人（20.3%）を占めている¹⁾。

農水省の政策目標は、平成22年度までに500法人を達成することにあるのだが、参入法人のこの間の増加傾向をみるならば、目標の実現性は極めて高いとみて良いだろう²⁾。いま、我が国における農業政策の今日的な方向性を確認するために、主要な政策目標（数値目標）を一瞥しておこう³⁾。

表1 農業政策における主要目標

政策目標	現状	目標
農業参入法人数	320（平成20年9月）	500（平成22年度）
認定農業者	約24万（平成19年）	33-37万（平成27年）
集落営農	約1万3千（同上）	2-4万（同上）
担い手への農地利用集積	約4割（平成17年）	7-8割程度（同上）
食料自給率（カロリーベース）	40%（平成18年）	45%（平成25年）
耕作放棄地	約39万ha（平成17年）	解消（平成23年度）

食料自給率の45%目標や、耕作放棄地（農用地区域）を2年後に解消する目標など、実現がほぼ絶望的とみられる指標も多い。その中で、株式会社を含めた農業参入法人にかかる目標実現の確率は、相当程度に高いと思われる。その理由の一つは、当該問題の背景に、ここ数年来進められてきた規制緩和路線の推進があるからである。経済財政諮問会議や日本経団連等の財界は、従前より我が国農業政策に対して、度重なる提言と政策誘導を行ってきた。その背景に、世界大の自由貿易市場の確立という、‘グローバルスタンダード’の席捲と政策におけるそれへの無批判的追随があることは自明である。農業をめぐる財界を中心とした議論は、端的に株式会社に農地の所有権を認めさせる方向、すなわち農地政策の規制緩和（自由化）を目標にしているのであり、その背景には、WTO交渉やFTA/EPA交渉における日本企業（基幹産業）の優位化をにらんだ戦略がある⁴⁾。

ところで、農水省は、平成21年2月24日、衆参両院に「農地法の一部を改正する法律案」を提出した。その要点は、表2の通りである。農地の「所有から効率的利用」へという従前の流れを一層加速すると共に、企業などの農業参入を一層促進する狙いがあり、個人・法人を問わず、農業に意欲的なセクターへの農地集積をこれまで以上に加速したいというスタンスが明確に表明されている⁵⁾。農地問題が戦後農業政策のアポリアであり、トラウマであった段階から、農地の有効利用を

表2 農地法改正の要点

- @所有から効率的利用への流れの促進
- @農地貸借期間の長期化（20年から50年へ）
- @病院・学校等公共施設への転用に対する許可制の導入
- @違反転用への罰則の強化（違反法人は1億円以下の罰金を科す）
- @企業の農業生産法人への出資規制の緩和（農商工連携については50%未満まで可）
- @農地相続時の届け出の義務化 等

テーゼとした政策へ、従前にも増して、‘決然として’舵を切ったと言って過言ではない。

本稿では、最近における農業政策の中心課題の一つである、株式会社の農業参入について、その沿革と現状、並びにその課題や矛盾について整理すると共に、昨年10月にスタートした「パソナ チャレンジファーム in 淡路」を事例として取り上げ、その構想と現状、及び将来展望について検証するものである。

昨年度の紀要で記述した戦後農政の矛盾に対する批判的考察、並びに本県における農業生涯学習をめぐる時系列的な分析（ケーススタディ含む）を下敷きとしながら⁶⁾、農業政策と農業生涯学習の新たな展開とも見られるパソナの事例を取り上げることによって、今後における政策と学習のインタラクションの構造とその方向性について検討することにしたい。

パソナを取り上げる理由の第一は、主たる業務が現在の雇用問題の核心部分の一つである「派遣」にあり、そのパイオニアとして、今日に至るまで精力的な業務展開を図ってきているからである。農業という、短期では成果の出にくい、しかも持続的な関わりを必要とする産業領域は、他に比して、決して安易な取り組みを許さない特性を内包している。その中で、派遣会社が何故に農業に参入するのか、その狙いは何か、参入したとして、成功する見込みはあるのか、が問われなければならない。

周知のように、昨年来の金融危機に端を発した世界同時不況は、未だに出口が見えない。我が国においても、製造業を中心とする「派遣切り」に加えて、IT産業や家電メーカーなど、これまで優良と見られていた企業も、次々に人員削減を強行している。派遣のみならず、正社員の解雇という状況は、更に深刻度を増そうとしているのが現実である。この背景には、縷々指摘されるように、労働市場にかかるセーフティネットの不備に加えて、市場原理主義を行動原理としてきた企業のモラルハザードの瀰漫があることは明らかである⁷⁾。

こうした中で、厚労省を中心に、労働力需給のミスマッチという言葉が、一定の影響を与えているように見える。しかしながら、介護分野同様、農業分野への労働力移転は容易ではない。余剰労働力を右から左へ簡単に移すことができにくい領域、それが農業である。農業への職業移動が可能となるためには、初期就業時における動機づけと訓練、並びに中長期的な職業訓練（その間の生

活保障を伴う必要がある)が不可欠である。

パソナを取り上げる理由の第二は、既に全国から若い世代の有為な人材を契約社員として雇用し、農業の実習とビジネスモデルの開発を経て、3年後に彼らを自立させる(雇用創出)と共に、ビジネスモデルの全国展開を図ろうとしているからである⁸⁾。3年という短期間の中で、そうした構想が実現できるのか、もしできなければ、契約社員はどのように処遇されるのか。若い世代であるだけに、キャリア形成が失敗した時のダメージを想定しておく必要がある。そうした対応が、果たしてパソナの構想の中にビルトインされているのだろうか。

三番目の理由として、次の問題がある。農業は、直接的に食材の生産・加工・販売(フードシステム⁹⁾)に関わるのみならず、自然や環境との共生という現代的課題のフィールドと密接な関連性を有している¹⁰⁾。「派遣」という短期的契約システムを保持しながら、自然や環境を保全するというサステナブルな義務が果たせるのか。‘先端的’と考えられてきた雇用形態を推進する私企業が、農業参入することの意義については、こうした側面からも検証される必要がある。

株式会社の農業参入が、政官業挙げての喫緊の課題となっている今日、その態様と展望については、単に農業参入による営農の経営的成否という観点のみならず、中長期的な人材育成・人材活用、すなわち農業生涯学習という観点からも冷静に検証されなければならない¹¹⁾。

けれども、パソナチャレンジファームは、昨年10月に発足したばかりである。従って、客観的なデータに基づく評価を下す段階には至っていない。それらは全く今後の課題である。本稿における記述は、従って、そこへ至る仮設的な視点(枠組み)の提供に過ぎない。

1. 株式会社の農業参入：その沿革・現状・課題

(1) 農業参入の沿革、法的基盤並びに現状

① 農業参入の沿革

特定法人貸付事業(農地リース方式)を活用した企業等の農業参入については、次図に見るように、近々4年の間に4.5倍に急増している。平成22年度に500法人という目標を達成する確率は、この趨勢からして、極めて高いと思われる。

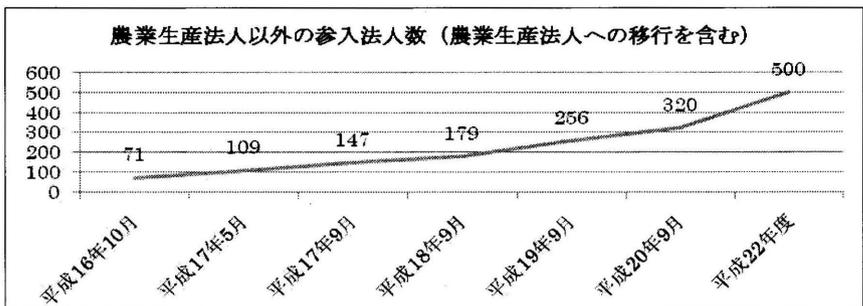


図1 農業生産法人以外の法人(株式会社含む)の参入数

株式会社が農業参入する法的枠組みは、平成12年の農地法改正に伴い、「譲渡制限つき」の株式会社が、農業生産法人として承認されたことにより成立した¹²⁾。その後、平成15年に構造改革特別区域法が公布・施行され、いわゆる「構造改革特区」制度が導入された。これによって、株式会社等が農地のリース（利用権に限って容認）によって農地参入することが可能となった。平成17年には、農業経営基盤強化促進法が改正されて、「特区」方式が全国展開されることにより、株式会社等による農業参入の環境が格段に進展したのである。

株式会社の農業参入については、参入の是非と共に、農地の権利取得に関する論争があり、未だに決着をみていない。今次の農地法改正案についても、株式会社がダイレクトに農地を所有する権利を承認していない。この点、財界等の思惑とは一線を画していることに留意するべきである¹³⁾。

さて、株式会社による農地取得の是非について、公式文書に登場したのは、高木（2008年）によれば、平成4年の「新しい食料・農業・農村政策の方向」（いわゆる「新政策」）が最初である¹⁴⁾。「新政策」は、次のように記述している。

株式会社については、株式会社一般に農地取得を認めることは投機及び資産保有目的での農地取得を行うおそれがあることから適当でないが、農業生産法人の一形態としての株式会社については、農業・農村に及ぼす影響を見極めつつ更に検討を行う必要がある。

株式会社が利潤を追求する組織である以上、投機や資産保有を目的とした農地所有に対して、制約を課すのは当然のことであろう。こうした懸念に加えて、農業が利治水、持続的なコミュニティを不可欠とすることから、資本の自由移動を本質とする株式会社は、原理的には、「農村的」共同体を支持的に形成する組織と見なすことはできない。農業参入が承認された平成12年における株式の「譲渡制限つき」という規定は、農業者団体等の批判と同調した農政側の「慎重な」判断によるものである。

さて、高木によれば、「新政策」から5年後に設置された「食料・農業・農村基本問題調査会」において、株式会社の農地取得に関して賛否両論が展開された。翌平成10年、調査会は「答申」を提出した。そこでは、当該問題にかかる長所と短所が次のように整理されている¹⁵⁾。

<長所>

- a. 経営と所有の分離により機動的・効率的な事業運営と資金調達を容易にする。
- b. 就農希望者を雇用者として受け入れやすいので、就業の場の提供、農村の活性化につながる。

<短所>

- a. 農地の有効利用が確保されず、投機的な農地取得につながる恐れがある。
- b. 周辺の家族経営と調和した経営が行われず、集団的な活動によって成り立っている水管理・土地利用を混乱させる恐れがある。

「答申」は、論点をこのように整理した上で、次のケースについても一切取得を認めないとすることは、担い手の経営形態に対する選択肢を狭めるとして「問題」があるとした。

<「問題」が生じる可能性のあるケース>

- a. 現在の農業生産法人が、法人形態を株式会社に変更すること。
- b. 畜産・施設園芸部門において、現に農業経営を行っている株式会社が、経営発展のために農地を取得すること。
- c. 耕作放棄地の解消のため、市町村や農業協同組合が出資して農作業の受託等を行っている株式会社が、農地を自ら取得して、自ら農業生産活動を始めること。
- d. 現在の農業者が、自らの経営形態として株式会社形態を選択すること。 等

「答申」は、以上の議論を踏まえて、投機や地域のつながりを乱す等の「懸念を払拭するに足る措置を講ずることができるのであれば、株式会社が土地利用型の経営形態の一つとなる途を開くこととすることが考えられる」とした。極めて慎重かつ迂遠な表現ながら、今日に至る状況を整備する施策への転回を図ったと言えよう。

平成10年の「答申」を受けて、農地法改正が行われ（上述）、「定款に株式の譲渡につき取締役会の承認を要する旨の定めがあるもの」に限定して、株式会社の農業生産法人化が認められた。

高木は、こうした議論及び制度の沿革を踏まえつつ、次のように氏の考えを整理している¹⁶⁾。

- a. 株式会社は経営形態の選択肢の一つであり、株式会社形態をとったからと言って、利益が上がるとは限らない。従って、株式会社に農地の権利取得を認めないから日本農業の体質強化ができないという議論（財界等の議論：筆者注）は、現在の農業者を見下すばかりか、株式会社に対して短絡的な信仰を表明しているにすぎない。
- b. 規制が自動的に善であるわけではない。しかしながら、企業のコンプライアンスの確保が重要である。と同時に、程度の問題はあるにせよ、制度設計は「性悪説」に立って組み立てられるべきである。農地が一旦潰廃されれば、修復は極めて困難である。従って、事後的措置のみでは不十分であり、事前の規制が必要である。
- c. 最大の課題は農地の有効利用であり、農地利用の中核である「耕作」が「組織」として可能であることが要点である。従って、物的・人的・組織的体制を保有していること、地域農業との調和を確保することが重要である。
- d. 農業経営に意欲と能力を有する担い手、現行制度における「認定農業者」であることも重要である。株式会社の農地利用と認定農業者制度との整合性をいかに図るかが、今後の要諦となる。

当該問題の史的背景や実態に対して深い理解を有し、財界等による新自由主義的構造改革路線に対しても冷静なスタンスを保持している点に、氏の独自性がある。バランス感覚に富んだ優れた言

説と言える。

高木は更に、株式会社をめぐる議論ばかりが目立っていることに異論を呈している。耕作放棄地を縮減し、新たな就農者の増大を図る上で、小規模農業者に対する権利取得を認めることも有効であると述べている。現行制度では、取得農地面積が、原則として都府県50 a以上、北海道2 ha以上という条件があり、これを下回る場合、所有権のみならず、利用権さえも認められていない。高木は、この基準の緩和ないし撤廃を主張している¹⁷⁾。

②農業参入の法的基盤

特定法人貸付事業による平成20年現在の参入数等については、前項でみた通りである。この項では、営農類型別・県別データ等について要説するのであるが、その前に、この制度の概要について詳述しておきたい。

特定法人貸付制度は、農業経営基盤強化促進法（第27条の13。以下、促進法）による制度である。この法律は、平成5年、農用地利用増進法の一部改正により制定された。これにより、従前における利用権設定等の促進を内容とする農用地利用増進事業が農業経営基盤強化促進事業として拡充された。

促進法の目的は、「効率的かつ安定的な農業経営を育成し、これらの農業生産の相当部分を担うような農業構造を確立するための措置を講じ、農業の健全な発展に寄与する」こととされている（第1条）。前法が「土地」を主たる対象としていたのに対し、経営基盤たる「人」をはじめ全般にわたるものとした。

特定法人貸付事業は、市町村を実施主体とするが、最初に都道府県が農業経営にかかる「基本方針」を制定し、農業経営の基本的指標や農用地利用集積にかかる目標の設定、合理化法人の指定、遊休農地の利用増進に関する基本的事項、特定法人貸付事業の実施にかかる基本的事項等を設定する（第5条）。

市町村はそれをうけて、市町村「基本構想」を制定する。ここでは、事業の方針を明示すると共に、営農類型ごとの経営指標や、農用地利用集積にかかる指標、合理化法人の指定、遊休農地等の所在及び解消のための措置、特定法人貸付事業にかかる実施区域等を設定する（第6条）。

市町村が制定した「基本構想」は、知事の同意を得て発効するが、その後、市町村が特定法人（農業生産法人以外の法人。株式会社等）に農地を貸し付ける流れは、次の通りである。

まず市町村は、「参入区域」（耕作放棄地やその可能性のある地域、担い手が不足している地域）を設定する。次に農地所有者から該当区域における農地を買い入れ、または借り入れる。市町村は、使用貸借に関する権利または貸借権を設定し、農業参入したい特定法人との間でリース料や貸借年月等を含めた諸事項にかかる「協定」を締結する。

特定法人にかかる要件は、a. 「協定」に従って、耕作または養畜の事業を行うこと、b. 農業委員会の許可があること（農地貸借権の設定）、c. 業務執行役員のうち1名以上が、法人の行う

耕作または養畜の事業に常時従事すること、の3点である。

このように、当該制度は、利活用農地が相当程度存在する区域において、株式会社等の特定法人が、農地のリースを受けて農業参入が可能となるように設計された制度である。

③農業参入の現状

平成20年9月現在、「基本構想」を策定した市町村数は、1,704となっている¹⁸⁾。参入法人数320のうち、株式会社が170(53%)、特例有限会社が85(27%)、NPO法人等が65(20%)である。また、業種別では、前述の通り、建設業が104(33%)、食品会社が65(21%)、その他が144(46%)で、農業生産法人に移行した法人が7法人となっている。営農類型別の法人数は、米麦等56(18%)、野菜124(39%)、果樹50(16%)、畜産5(2%)、花卉・花木11(3%)、工芸作物11(3%)、複合63(20%)である。

なお、本事業により貸付が行われている農地面積は、950.1 haであり、その内遊休農地が287.2 ha(30%)、遊休化する恐れのある農地が237.2 ha(25%)となっている。農地面積は、2年前の平成18年9月段階から、421.4 ha増加した。およそ44%もの増加率である。

このように、株式会社は参入法人の過半ではあるが、NPO法人等が参入している割合も多い。業種的には、建設業(地場)と食品会社が合わせて過半を占めている。建設業の参入については、a. 公共工事の削減という動向を背景に、遊休化した労働力を農業に移動させやすい企業体質、b. 耕作にかかる用具面での優位、等が理由として挙げられる。こうしたことから、一般に建設業は、農業と相当程度の親和性を有していると見られている。

この他、野菜と果樹で全体の過半を占めていて、米麦の割合は少ない、等の特色がある。米麦が少ないのは、水田の確保や水田の面的集積における困難性、何よりも投入資源に対する産出高や利益の寡少によるものと思われる。

(2) 農業参入企業の事例と課題

この節では、室屋(2004)の調査報告をベースにして、実際に農業参入した事例を取り上げ、その成果と課題について概観することにした¹⁹⁾。

室屋の調査は、構造改革特区時代のものでありながら、今日的状況に通じる課題を要領よく分析している。地場中小企業と大企業の事例に分けた考察の中から、ここでは、その代表的な事例について摘記する。

①地場中小企業の実例

新潟県東頸城農業特区は、6町村から構成されているが、急速な高齢化・過疎化、担い手の不足、耕作放棄地の増大、公共事業の減少、といった我が国農業の抱える矛盾が集中的に現れた地区であると言う。当該特区では、「農を中心に据えた地域環境を保全・活用する産業連携」を基本方針と

して、a. 株式会社の農業参入、b. 市民農園の貸付、c. 農家民宿による濁酒製造、d. 農家民宿での消防設備、を事業内容とし、計5事業体が参入した。

この内、地場企業である頸城建設は山間部の農地5haを貸借し、水稻1.7haを中心に、イワナ・タニシの養殖や山菜の生産に従事している。米は有機栽培で、将来的には水稻で10haまで拡大する計画であり、ハウス栽培を開始すると共に、JAS認証取得を目標としている。

有機栽培の技術は、社長の独学という。実際の栽培は、専従役員1名、担当2名、パート1名で対応し、農繁期には本業からの応援でまかなっている。

しかしながら、農業生産のみでは収益は確保できず、農産物の加工、レストラン経営など、多角経営を志向していると言う。

次は、山梨県ワイン産業振興特区における勝沼醸造の事例である。

同特区は2003年に認定され、15市町村にまたがっていた。株式会社は、勝沼醸造の他に一社が参入した。

勝沼醸造は、世界的なワインづくりを志向しており、農業部門との一体的な経営により、海外ワイナリーと競争できる経営基盤の構築を目標としている。

農地は3haあり、内1haが特区である。原料のブドウ栽培については、将来的に15-20haにまで拡大する計画である。なお、ぶどうの苗木生産のための農業生産法人も立ち上げたと言う。特区への参入により、経理の一元化、労働力配分、地代負担の抑制（標準小作料の採用）というメリットに加えて、圃場新設の整備費に県の半額補助を得たと言う。

本事例で特筆すべきは、地域雇用への貢献を経営の柱としている点である。農地貸与した土地所有者あるいは定年退職者に対する就労機会の提供を、社の経営方針としている。

②大企業の事例

大手企業カゴメは、全国約40か所の提携農家、農業生産法人と契約し、生鮮トマト事業を大規模に展開している。2003年度では、24億円の売り上げである。生鮮トマトへの進出は、加工用トマトの生産者、JAとの競争を回避する意向があったからという。

カゴメの主業務は、コンサルタント、種苗提供、栽培にかかる巡回指導、契約トマトの全量買い取りなど、ほぼ全面的なサポートであるが、直営のハイテク菜園にも進出している。

直営菜園の最大規模は、和歌山市土地開発公社の造成地（「コスモパーク加太」）を賃貸した、加太菜園（株）である（20年の長期リース）。これは、和歌山県「新ふるさと創り特区」における「土地開発公社造成地の賃貸容認」事業が基盤となっている。2010年には、約20haの温室で約6千トンのトマト栽培を計画している。出資は、カゴメが70%、リース大手のオリックスが30%となっていて、後者の参入は、生鮮トマト事業における将来性の検証並びに農業金融面での事業開拓を動機としていると言う。農地に比較すると、非農地の賃料コストは非常に重い。ちなみに、加太菜園は、10a当たり年間10万円で、40ha賃借している。銀行からの融資が難しいところから、オリックス

との共同運営によって、金融ノウハウの蓄積を図る思惑があると言う。

なお、カゴメのハイテク菜園は、施設内人造培地における溶液栽培であり、土地耕作を伴わない施設型農業である。「非農地・非農業生産法人」という進出形態である点に、この事例の特質がある。

次に、居酒屋チェーンワタミ（ワタミフードサービス）の子会社（100%出資）であるワタミファームの事例を取り上げる。

ワタミファームは、土地利用型農業参入であり、約90 haの自社農場で有機農産物を生産している。また、約120の提携農家から調達した農産物の卸業務を行っている。総売り上げは約9億円という。ワタミファームは、今後5年以内に経営面積を400-500 haまで拡大し、卸部門を含めて100億円の売り上げを目標としている。

なお、農場は1道2県にまたがっていて、有機野菜の生産に加えて、有機畜産による牛乳・鶏卵・アイスクリームの生産にも及んでいる。チーズ工場もつくる予定であると言う。

ワタミファームの農産物は、基本的に親会社であるワタミフードに販売され、その割合は、有機野菜消費の4分の1を占めている。ワタミフード以外の外販比率については、現在は20%であるが、50%まで高める計画である。外販先は、都内スーパーが中心である。

ワタミフードが農業参入したのは2002年であり、外食産業として有機農産物を直接生産、提供することで、食の安全・安心に貢献したいという動機からであった。千葉県山武町の農事組合法人に職員を出向させることから始まって、同年、農業生産法人（有限会社ワタミファーム）を立ち上げた。翌年、山武町での特区開設により、特区内では、ワタミファームが農業経営と農産物販売に従事し、特区外では、有限会社ワタミファームが農業経営を行っていて、経営形態が二重構造となっている。

生産体制は、各農場に正社員2名を配置し、あとはパート・アルバイトを活用して、賃金の抑制に努めている。機械類も中古を中心に利用していると言う。

栽培する野菜は、レタス、ダイコン、カブ、ニンジンなどである。販売面では、それらを直販し、物流コストの削減に努めている。有機農産物の店頭価格は通常、生産者出荷価格の3倍程度であるが、2倍以下を実現していると言う。

③各種事例から見た課題

室屋は、上記事例研究を踏まえて、株式会社による農業参入の類型化を試みている。参考になるので転載しておこう²⁰⁾。

地場企業による農業参入は、室屋によれば、有機農産物や原料ブドウといったニッチ（隙間）分野が中心となる。これに対して、大企業は、農地取得を必要としない、施設園芸を得意分野とする傾向がある。資本や技術の優位性が最も発揮できる領域である。土地利用型農業に関しては、規模の大小を問わず「不得手な領域」とみなされる。地域との協調性や農村コミュニティの重みからし

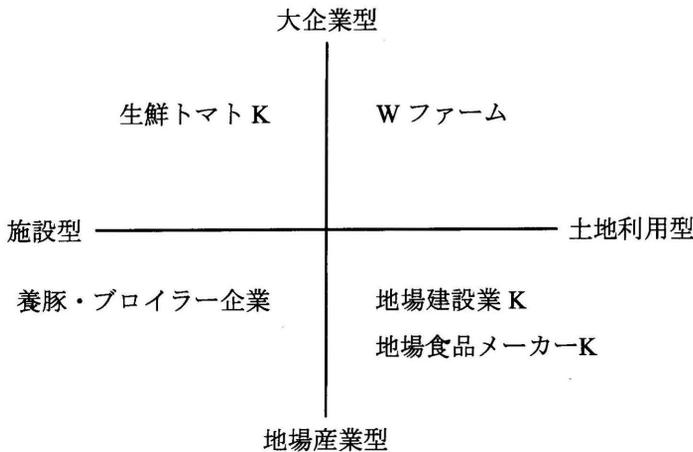


図2 株式会社の農業参入類型イメージ

でも、とりわけ大企業にとっては、「不透明でリスクな領域」とみなされていると言う²¹⁾。

その一方で、安全性や品質管理、担い手確保などの観点から、提携農家等との連携行動は強まる傾向がある。また、リスク吸収能力の高い大企業では、契約取引や農業生産法人への出資、自社直営農場といった選択肢の中で、柔軟に対応しようとする傾向が強まっている。

こうした分析を踏まえて、室屋は、次のような課題を挙げている。

第一は、企業と農村共同体（地域社会）との関係である。

企業と農家、農業生産法人との関係については、従前のように、対立的にみるのではなく、協力・補完関係を通じて、付加価値を高め、国内農業の基盤を強化すること、そのことによって、海外農産物に対抗できる競争力を共に目指すべきである、と言う。

地域社会は、企業の具体的な事業と戦略を見極め、自らの発展力として内部化する必要がある。その一方、参入企業は、短期的な経済効率を追求するのではなく、長期的な視点で参入する必要がある。農業には、環境・自然資源を適切に保全する役割があり、地域社会や農業に対して責任を持ち、強調してゆくパートナーとしての自覚が必要である。農業参入を通じて、雇用や福祉、環境保全への貢献を実現し、それによって地域の潜在力を引き出す触媒となることが望ましい、と指摘している。

第二は、農地取得の問題である。

株式会社の参入規制を撤廃すれば競争が促進され、農地の流動化と集積が進み、日本農業の生産性が上がるとする財界等の主張は、短期的にも、長期的にも問題がある。

我が国における農地が、「分散錯圃」の状況にあり、水系や農道などが共同体的に維持管理されている点から見て、こうした主張は単純にすぎる。農地の集積や流動化を図る上で、集落機能の維

持と共に、地域内での合意形成が不可欠であり、農地の自由化政策は、こうしたニーズと背馳する。現に、参入企業に対する調査を通じて、企業の要望は農地所有権のダイレクトな取得にはなく、むしろ集約化された農地の貸借にある。

リース方式による現行のシステムについては、「協定」の仲立ちをする行政サイドも問題視していない。企業が適切に農地を管理し、農業に従事することを、事前・事後にチェックできる仕組みがあるのであれば問題はない、と述べている。

第三は、農業金融の問題である。

農業向け融資は一般に、自然条件によるリスクが大きく、長期的で、収益性が低い等の理由から、JA系や政府系金融機関を除けば、民間金融機関のウェイトは小さい。従って、農業金融モデルについては、現状では、未開拓の分野にとどまっているが、金融機能の強化策は早晩整備されるべきである、と指摘している。

このように、室屋の見解は、農業金融に対する言及を除けば、前項における高木の意見と軌を一にしている。性急かつ過激な自由化路線とは一線を画している点が重要であり、農業への温かい眼差しを宿している点も含めれば、成熟したバランス感覚に富んだ言説と行うことができよう。

2. 派遣会社パソナによる農業参入とチャレンジファーム構想

(1) 株式会社パソナの経営実態と農業参入

①パソナの沿革と経営実態

株式会社パソナの前身は、1976年2月16日、大阪市北区に創業した、人材派遣事業を主業務とする株式会社テンポラリーセンターである。この年の11月には早くも、東京事務所を開設している。その後、全国各地にエリアフランチャイズとしての業務拡張を行い、1993年6月、商号をパソナに変更し、2007年12月3日、純粋持株会社株式会社パソナグループを設立している²²⁾。

2001年12月には、大商ナスダックジャパン市場（現ヘラクレス）に上場し、2003年10月、東商第一部に上場している。東京と大阪に本社を置く。グループ会社は、2008年5月31日現在、47社（連結子会社42社、持分法適用関連会社5社）あり、その内海外には12社を置いている。資本金50億円、売上高（連結）2,369億円、従業員数（連結）は3,647名、平均臨時雇用者数1,335名、計4,982名である。帝国データバンクの会社情報によれば、業界（3,885社）第5位となっている²³⁾。

今日では、本業である人材派遣・請負・紹介事業にとどまらず、(株)全国試験運営センターによる各種試験運営にかかる請負や、(株)パソナロジコムによる運送業務を含む物流業務の請負、等のアウトソーシング事業にも着手している。

業務拡大の過程で重要なのは、1986年7月の労働者派遣法の施行である。その後パソナは、障害者雇用促進、企業内保育所の運営代行、女子大生就職支援、高齢者特例労働者派遣、若年者就業支援等、時代のニーズに対応する事業展開を図ってきた。

パソナの事業内容を図示すると次のようである。



図3 パソナの事業内容

人材派遣・請負事業の内容は、クレリカル（一般事務）が54.2%，テクニカル（専門事務）が16.1%，ITエンジニアリングが10.7%，営業・販売が9.0%，等となっている。

なお、パソナの企業理念については、「社会の問題点を解決する」ことにあると言う。「人を生かす」ことを原点として、新たな雇用インフラを構築し、雇用創造に挑戦し続けることを使命としている²⁴⁾。

②農業参入の概要：パソナチャレンジファームに至る農業プログラムの展開

パソナは、社内政策提言組織として、女性就労省・シニア就労省・若年層就労省等、計13省を組織化し、総じて「シャドーキャビネット」と称している。社員は、各自得意分野に従って各省のいずれかに応募し、立候補して当選すれば、「副大臣」や「補佐官」になれると言う。各省は、それぞれ10名程度で構成され、1－2週間ごとに会議を開催し、執行役員クラスの「大臣」と議論し、政策がまとまれば、政府（内閣府）に提言をする。2007年2月の発足以降、55の要望（提言）を行ったと言う。平均年齢の若い社員をして、社会とかかわる機会を提供し、もってその成熟を促進する試みと認識されている²⁵⁾。

農業省は、キャビネットを構成する一組織である。農業省は、食料自給率の低下、高齢化、農地面積の減少、農村活力の低下といった、農業における現状の問題点を下敷きに、a. 新規就農者の育成・支援、b. 農業従事者の育成と就業支援、c. 農村振興支援、に取り組んでいる。実際、2007年度においては、農業インターンシップによる野菜の直売会、外部講師によるセミナー（勉強会）、和歌山県農業体験ツアー（田植え・稲刈り）、「Agri-MBA 農業ビジネススクール“農援隊”」、等のイベントを開催した（後述）。

さて、パソナの農業参入は、2003年、秋田県における農業研修「農業インターンシップ2003」に始まる。これは、就農を希望する若年層や社会人を対象にした農業研修である。

2005年には、東京大手町にある本社ビルの地下2階に就農支援施設「PASONA O2」を開設した。人口光・水耕栽培といったハイテク農業施設である。都市空間の中で、農業の新しいスタイルを公開し、農業への意識づけと面白さを体験させようとしている。見学者は5万人を超えていると言う。

2005年には、青森県と和歌山県においても、農業インターンシッププロジェクトを展開し、2006

年には、大分県と提携した就農支援事業に着手している。この年には、青森県で「セカンドライフ『暮らし』と『仕事』大学」を開催、岡山県では「セカンドライフ農村体験ツアー in 岡山」を開催した。また、農林漁業金融公庫と提携し、農業金融への一歩を踏み出した。この年には、「PASONA O2」にて初めての収穫祭を催している。

2007年には、「Agri-MBA 農業ビジネススクール“農援隊”」を開講した。これは、ビジネススキルを持った中高年者に対して農業経営を指導し、農業法人や地方自治体等において、農業経営のサポートができる人材を養成する試みである。農業へのビジネススキルの環流を通じて、退職後の雇用創出と地域振興を狙ったプロジェクトとされている。なお、この年には、「農林漁業ビジネス経営塾」を全国的にスタートさせている²⁶⁾。

この他、2006年度には、「農村人事研修体験プログラム」、「地方定住支援プログラム」を実施した。前者は、農業を通じたチームワークリーダーシップの育成等を狙いとした企業向けの、後者は、団塊世代をターゲットとした退職後の人材活用と地域活性化を狙いとしたプログラムである。また、2006・2007年度には、「福利厚生農場」を開設している。これは、遊休農地を企業に貸し出し、企業は福利厚生事業の一環として、従業員が地域参加をしながら農業体験ができ、企業と地域が共同して新しい農村づくりを目指すプロジェクトとされている。

パソナによれば、これらの取り組みは、農業分野における雇用創出を目指すものであり、他産業からの人材流動化を図る新しい仕組みづくりと位置づけられている。

こうした各種の取り組みを経て、2008年10月より、農業ベンチャー支援制度「パソナチャレンジファーム in 淡路」が開園されたのである。

(2) パソナチャレンジファーム構想

① 「パソナチャレンジファーム事業計画」の概要

農業ベンチャー支援制度「パソナチャレンジファーム」の主たる目的は、パソナの企業理念である雇用創造を農業分野で実現すること、本格的な就農者を育成することにある。それに加えて、副次的目的として、パソナグループ内部への事業成果の還元がある。この狙いは、自社農場での「顔の見える」生産による安全・安心な農産物・食品の供給と流通を通して、登録スタッフや社員の生活面・健康面を幅広くサポートしつつ、スタッフを「囲い込む」ことにあると言う。

本項では、「パソナチャレンジファーム事業計画（内部資料）」（以下、「計画」）によって、企業が考える本構想の概要を記すことにしたい²⁷⁾。

パソナチャレンジファームは、我が国農業の諸課題の解消を目指した人材派遣企業によるわが国最初の取り組みである。「計画」では、遊休農地の増加や農業従事者の高齢化、後継者不足、ビジネスモデルの未発達、収益性の低さといったマクロな諸課題に加えて、次のような農業新規参入の課題を挙げている。

a. 新規参入者の農地取得が困難

- b. 独立してから3年間の資金繰りが困難
- c. 販路開拓や地域ネットワークづくりが困難
- d. 技術所得に時間がかかる

こうした諸課題の解消を目指して、パソナグループが農地を貸借し、「パソナチャレンジファーム」を全国に設立するという‘壮大な’構想を打ちだしたのである。

チャレンジファームは、原則として、実施地にて独立就農を目指す人材を、1か所につき5-10名募集し、3年間の契約社員として雇用する。3年間で独立就農者としての技術を習得させ、事業計画の作成・検証に取り組ませる。最終的に、生産・流通・販売を視野に入れたビジネスモデルを確立して、4年目に独立した経営者となることを目指している。

「計画」では、農業大学校卒業生や農業インターン、Agri-MBA 取得者等の、農業に一定程度の知識・技術を有し、独立就農する意欲のある人材を、「農業人材登録バンク（仮称）」に登録させる、としている。その中から適切な人材を選考し、地域の特性を生かした農産物の生産技術と経営能力を身に付けさせ、4年目に独立した担い手を養成するものである。

独立後は、パソナ関連企業や提携先企業、自治体や農家等とのネットワークを最大限活用して、流通・販売を促進する計画である。すなわち、a. グループ内ネットワークの活用、b. 大手流通企業・販売企業との連携による契約栽培、c. 産直・小売店・飲食店等の販路の独自開拓、を通じて安定経営につなげる、としている。

以上の構想を概念図に表すと、次のようである²⁸⁾。

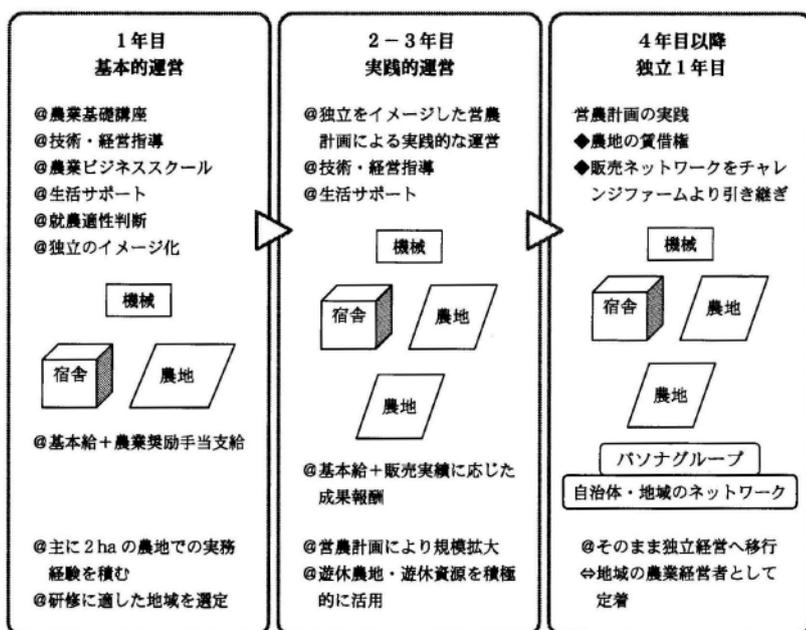


図4 独立までの人材育成フローの概念図

②「計画」における制度活用

(i) 特定法人貸付制度によるメリット・デメリット

農業生産法人以外の法人（株式会社・NPO法人等）が、リース方式により農地を貸借できる制度、これが特定法人貸付制度である。パソナは、この制度を活用することによって農業参入を果たした。改めて特定法人となるための主たる要件を挙げるならば、a. 参入する市町村との協定の締結、b. 農業委員会の許可（農地貸借権の設定）、c. 耕作等に常時従事する業務執行役員が1名以上いること、の3点である。

特定法人のメリットについて、「計画」は、各種交付金等による資金援助（後述）の他に、a. 認定農業者となることによって種々の公的支援が受けられる、b. 会社形態を変える必要がない、の2点を挙げている。これに対してデメリットとしては、a. 参入区域が限定される、b. 農地はリースであり、所有権に及ばない、の2点を挙げている。しかしながら、これらの‘デメリット’は、十分に計算した上での参入であることは明白である。

(ii) 淡路市における農業参入支援制度

ここで、パソナが第1号のチャレンジファームを開園した兵庫県淡路市における、農業の現況並びに当該貸付事業の概要を見ておこう。

ちなみに、兵庫県における農業参入の法人数は、現時点（執筆時。平成21年3月末日現在）で8であるが、参入区域の設定を終えた自治体は、神戸市、丹波市、多可町に加えて、淡路市の4市町となっている²⁹⁾。

以下、淡路市が定めた「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」（平成18年8月。以下、「構想」）によって、淡路市における農業の現況及びそれに対する行政側の施策について概観する³⁰⁾。

「構想」によれば、淡路市における基幹産業としての農業の位置づけは‘厳しい’。淡路市の戦略は、大阪ベイエリアという地理的条件を生かしつつ、産地間競争に勝ちぬくと共に、主産地形成を図ろうとする点にある。このため、土地利用型農業（稲作等）の体質強化を図り、生産性を高めるほか、経営規模の拡大によって施設型集約農業による農業構造と生産体制の改善を図ろうとしている。また、農畜産物のブランド化や、環境にやさしい農業への取り組みなどを通して、農村の活性化と高付加価値型産業への転換を推進しようとしている。

しかし一方では、ここでも我が国農業のミゼラブルな状況と同様の事態が進展している。農業の兼業化は一層進展し、担い手不足が深刻化している。また、農地の資産的保有傾向が強くなり、高齢化や世代交代といった変動要因は高まりつつあるものの、農地の流動化については顕著な進展をみていない。

こうした状況を勘案しつつ、おおむね10年後を見通して、淡路市は、「効率的かつ安定的な農業経営」を育成することを目標に掲げた。その具体的な指標として、年間農業所得を一人当たり450

万円程度とし（地域の他の産業並みとする）、年間労働時間を一人当たり2千時間程度に設定した。また、農用地の利用集積については、「効率的・安定的な農業経営」が占める農用地面積のシェアを65%と設定した。

「構想」は、こうした目標設定に加えて、更に具体的な営農類型による農業経営の指標を設定し、これらをうけて、農業経営基盤強化促進事業にかかる事項を次のように整理している。

- a. 利用権設定等促進事業
- b. 農地保有合理化事業の実施を促進する事業
- c. 農用地利用改善事業の実施を促進する事業
- d. 委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業
- e. 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保を促進する事業
- f. その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業

事業の具体的な内容については紙幅の関係で省略するが、以下では、本章のテーマであるパソナチャレンジファームが実現するに至った背景について言及しておこう。

第一は、淡路市における遊休農地の現状である。

淡路市（全域）における遊休農地は、農業者の高齢化及び担い手不足によって年々増加しており「2005年農業センサス」では、約520 haであり、中山間地域に多い。とりわけ北淡路地区（旧東浦町・旧淡路町・旧北淡丘陵地）に集団的に存在し、153.4 haとなっている。この地区は、過去において、国立北淡路地区農地開発事業（昭和43年－平成元年）、県営ちひろ地区開拓パイロット事業（昭和39年－昭和46年）により農地整備がなされ、生産性の高い農地（畑）が整備されているにもかかわらず、遊休農地の多い現状となっている。

また、淡路市（全域）においては、後継者不足や不在農地所有者の状況、相続状況、土地持ち非農家の貸付意向等によって、今後10年間に遊休農地となる恐れのある農地は、18.9 haあると推定されている

淡路市は、遊休農地等のこうした状況に対して、今後担い手へ利用集積すること等により農業上の利用増進を図ると共に、地域農業の振興を図るための農地を「要活用農地」として指定している。淡路市における「要活用農地」は、54.6 haある。

パソナチャレンジファームが展開するのは、北淡路地区のうち、旧北淡丘陵地である。この地区における遊休農地の面積は68.6ha、遊休農地になるおそれのある面積は9.4 ha、計78.0 haであり、三地区のうち最も多い。「要活用農地」は、この内、31.3 haと見込まれている。

なお、淡路市は、a. 農地保有合理化事業、b. 特定法人貸し付け事業、c. 担い手農地情報活用事業、の各種施策によって、「要活用農地（54.6 ha）」をおおむね10年以内に解消する計画であるとしている。

こうした事情のほか、北淡路地区においては、平成15年に自然産業特区に認定され、農業生産法人以外の法人が既に参入していたという事情があった³¹⁾。こうしたことから、「構想」によれば、

特にこの地区においては、特定法人貸付事業が適当であるとみなされたのである。

パソナチャレンジファームが実現する第二の背景は、行政による積極的対応である。本市は、前述の通り、特定法人貸付事業における兵庫県内でも有数の先進自治体である。

淡路市は、特定法人貸付事業の実施主体であり、賃借権または使用貸借による権利の設定を行うほか、借賃の算定についても基準を設けている。設定される権利の存続期間は、原則として、3年以上10年未満であり、借賃は、淡路市農業委員会が定める小作料の標準額や当該農地の生産条件等を考慮して算定するものとされている³²⁾。

淡路市は、特定法人並びに農地等の貸付主体との三者間で「協定」を締結するのであるが、特定法人に対しては、次のような要件を設けている。

- a. 道路、水路、ため池等の共同利用施設の維持管理に関して、地域の取り決めを順守し、応分の役割を担うこと
- b. 協定の実施状況について、少なくとも年1回の報告を行うこと
- c. 協定に違反した場合、特に改善が見込まれない場合は、賃貸借または使用貸借の権利は解除されること
- d. 破産手続開始の決定を受けた場合は、協定違反に該当すること

その他、淡路市は、本事業を促進する方策として、次の2点を取り決めている。

- a. 淡路市農業委員会、北淡路土地改良区、淡路日の出農業協同組合と連携して、農用地貸付に関する意向調査を行うと共に、特定法人が希望する農用地に関する条件の調整に努める
- b. 上記団体に加えて、北淡路農業改良普及センター等が加わる淡路市担い手育成総合支援協議会を通して、営農指導と情報提供に努める

以上が、淡路市における状況である。パソナは、こうした諸条件を巧みに活用して、農業参入を図ったと言える。

(iii) パソナの制度活用とその方向性

パソナは、淡路市における特定法人貸付事業を活用し、現状では2haの北淡丘陵地の整備の行き届いた優良な農地を借用している³³⁾。

パソナは農地借用のみならず、様々な点で周到である。ここでは、資金計画の概要について見ておこう。

パソナは、設備資金について、農水省交付金「強い農業づくり交付金」を活用し、初期負担を軽減する等といった、事業モデルを立案している。チャレンジファーム設立時において、事業費の3分の1を農水省から、3分の2を県・自治体の補助金並びに融資で賄う計画である。交付金で購入した設備等は、7年間は売却できないため、親会社であるパソナが所有し、経営をチャレンジファームに委託する。独立後（4年目以降）は、パソナが購入した設備等を使用させつつ、経営・

生産を委託する計画である。

事業モデルは、交付金を活用する条件として、次の4点を挙げている。今後におけるチャレンジファーム経営の方向性が示唆されているので、要約しておこう。

- a. 特定法人として「認定農業者」になること。その上で、農家4戸と共同で「その他農業者の組織する団体」として実施主体となること
- b. 露地野菜10 ha（中山間地5 ha）以上、施設野菜5 ha（中山間地3 ha）以上の面積要件を満たすこと
- c. a. の条件を満たしたうえで、適切な成果目標を設定すること
- d. 事業実施地区の採択が都道府県の裁量であるため、都道府県において、かかる事業の重要性に関する認識がなされること

他方、運転資金（人件費・運転資金）については、3年目まではパソナが契約社員として給与を支払うと共に、ファーム参加者が借り入れた就農研修資金・就農準備資金を研修費としてパソナ側に支払い、パソナの費用負担を軽減するという仕組みを構想している。この他、研修中の農産物販売については、パソナとファーム参加者に還元することが計画されている。なお、借り入れた就農準備資金・就農準備金については、雇用期間終了後、農産物販売によって償還させる計画である。償還期間は8年に設定している。

このように、パソナは、企業としての信用度や経営ノウハウ、グループとしてのネットワーク等を全面的に導入して、チャレンジファームを成功に導こうとしている。4年目以降の独立化と全国展開は、企業としての至上命令であり、規定路線である。農業参入は、単なる子どもの実験ではない。全国から選別を経た若い人材がそこに既に参入し、農作業と模擬販売に従事しているのである。「構想」は、私企業として、決して失敗させない（できない）システムを入念に構築していると言って過言ではない。

しかしながら、スタートしてまだ半年に過ぎない。自然を対象とした農業という営みは、「構想」に見る合理的・戦略的な目論見を、果たして容易に実現せしめるであろうか。若い人材は、計画通り優れた農業経営者として独立しうるのであるか。農業をめぐる世界的な環境は、決して予断を許さない。農業に夢を賭けた若い人材の前途は、楽観を許す状況にはない。彼らの今後における能力開発や起業の試みが、成功裏に進展することを期待しつつ、これからのプロセスを注視してゆきたいと考える。

まとめにかえて

本稿では、前半で、近年とみに注目されるようになった株式会社の農業参入について、その沿革と制度的枠組み、先行事例の内容を紹介しながら、制度が内包する諸課題について整理してきた。また、後半では、昨年10月にスタートした淡路市におけるパソナチャレンジファームを取り上げ、

取り組みの沿革と実態について紹介すると共に、今後の方向性あるいは課題の一端について言及してきた。

最後に、まとめの意味で、チャレンジファームに果敢に参画してきた若い人材について一瞥しておこう。

我が国における農業や経済全般の危機的状況を見る時、転身して農業を生計の手段にしようという意思は危ういと同時に、貴重である。この事業が全国的に展開されるには、「計画」を支える人材が不可欠である。成否は今後の推移をみなければ、現時点で判断することはできないが、全国から有為な人材を持続的に選抜するシステムを確立する必要がある。とりわけ担い手となりうる人材をどのように確保するのか。「パソナチャレンジファーム in 淡路」に参入した人材のプロフィールは、その方向性について一定程度示唆しているように思われる。

ところで、彼らは「農援隊員」と称されている。位置づけは、パソナグループにおける3年間の契約社員であり、年齢は、25歳から40歳まで、平均は32歳である（平成20年12月のインタビュー時）。男性が5名、女性が2名、計7名から構成されている。全国から110名の応募があり、書類選考と2回の面接を経て採用された。

表3 農援隊員（A-G）のプロフィール

	A	B	C	D	E	F	G
出身地	札幌市	静岡市	奈良県	洲本市	宝塚市 (淡路市在住)	大洲市	美馬市
職歴	アパレル会社 人材サービス 会社	プログラマー	飲食業	ウェ이터	カメラマン フラワーショッ プ等での栽培、 販売等	造園業	製造業 食品加工業等
農業との 関わり	なし	家庭菜園1年	なし	家庭菜園手伝	花木栽培	ミカン農家の 手伝い	農業大学校卒 卒業後、米60a、 ねぎ5a、メ ロン1a、ミ ニトマト1a
体験したい こと	観光農園 有機農業 販路開拓	土の研究 菌の研究	米の栽培	野菜作り	先輩の話	イチジク栽培	皆と直売 年ごとに面積 拡大
研修後の 展望	明日にわくわ くできる農業 の実践 農家と連携し たビジネス	土の販売 安らぎの発信	農家レストラン 人の3倍努力 し、生きる力 を	農業と現代社 会を融合させ た生活環境	安心ブランド による個人宅 配・直販	やり逃げる	地元の良さを 発見 淡路島の役に 立つよう努力

隊員の出身は、北海道から徳島県まで散らばっているが、関西が3名、四国が2名である。職歴は多様である。農業を全く経験していない隊員は2名であるが、就農経験者と言える隊員は、G一人のみと言ってよいだろう。研修後の展望については、ほぼ全員が、農業をベースにビジネス化を志向しているように見える。

彼らの日常で重要なのは、農作業(を通したOJT)は別にして、毎日行う「企画会議」であると言う。ここで農産物のマーケティングについて相談したり、地元4Hクラブの会合への参加を議論したり、農事関係の講師を選定したりしていると言う。³⁴⁾

チャレンジファームでは、隊員7名のほかに、秋田の大潟村で稲づくり等に経験のあるリーダー格の社員がいて、全体で8名のグループである。パソナが借用した宿舎には、淡路市に在留する1名を除いて、全員が寄宿している。衣食住の共同生活という濃密な環境は、農業知識や技能の学習のみならず、今後、人格変容や態度変容にも大きな影響を及ぼすに違いない。

問題は、余りにも限定された空間の中で、パソナが設定した「計画」を実現するために、長期間の共同生活を余儀なくされることであろう。彼らは、契約とは言え社員であるから、企業目的を実現する労働を強いられることはやむを得ない。しかし、意識や関心、能力等一般に適性における差異が、今後徐々に顕在化することは明らかである。職歴は元々皆違っている。同一集団として、どこまで維持できるかが今後問われてこよう。4年目に一つの可能性として想定されている農業生産法人の立ち上げについては、集団として可能なのか、個々に分離するのか、今後注目される点である。

徳島市と徳島大学が社会連携した市民ファーマー育成講座のような、営利や生計の維持を主目的としないプログラムの視点から見れば、大企業の強力な経営能力とノウハウは、剋目すべき資産であることに間違いはない。しかしながら、可能性の大きさと同時に、成否の見えないプロセスへと突き進まざるを得ないその行く末に、一抹の懸念を覚えざるを得ないのも事実である。

本稿では、パソナチャレンジファームへの2回の訪問とインタビュー、淡路市への1回の訪問とインタビューをベースにしながら、各種文献における言説やデータを引用して、株式会社の農業参入をめぐる問題の一端を垣間見てきた。かかるテーマは、まだまだ発展途上であり、今後の農業政策や経済環境の変化によっても、大きな影響を被ると思われる。パソナを中心にした農業参入についても、様々な懸念を列挙することはできるとしても、性急な評価を下すことはできない。農業生涯学習を視点とした今後の研究は、従って、ほとんど今後の課題であり、更に緻密に遂行されなければならない。本稿は、その端緒に過ぎない。

注

- 1) 「平成21年度予算概算決定の概要(企業参入支援総合対策)」農林水産省、平成2年12月、より。
- 2) 図1参照。平成18年9月以降の伸びが特に大きい。

- 3) 前掲「概要」より抽出。
- 4) 財界、経済財政諮問会議等による政策提言は枚挙に遑がないが、ここでは、次の文献をリストアップしておこう。「農地制度改革に関する見解～食料供給力の強化に向けた農地の確保と有効利用の促進～」(社)日本経済団体連合会農政問題委員会, 2009年2月13日。「農業の将来を切り開く構造改革の加速－イノベーションによる産業化への道－」社団法人経済同友会, 2004年3月8日。「[EPA交渉の加速, 農業改革の強化] (第一次報告)」経済財政諮問会議グローバル化改革専門委員会 EPA・農業ワーキンググループ, 平成19年5月8日。これらの新自由主義的構造改革路線をベースにした提言に対して, JA 全中や全国農業会議所などの農業団体は, 自由化路線への一定の対抗勢力として, 各種提言をまとめている。また, 農民運動左派である農民運動全国連合会は, 批判的立場からメッセージを発している。なお, GATT/WTO体制の概要及びその動向については, 次の文献がよく整理されている。樋口修「GATT/WTO体制の概要とWTOドーハ・ラウンド農業交渉」『レファレンス』国立国会図書館, 平成18年11月。鈴木宣弘『現代の食料・農業問題～誤解から打開へ～』創森社, 2008年12月4日。
- 5) 財界や農民団体等の動向に対応して, 農水省は, 極端な自由化路線とは一線を画しつつも, 「21世紀新農政2008～食糧事情の変化に対応した食料の安定供給体制の確立に向けて～」食料・農業・農村政策推進本部, 平成20年5月7日, に凝縮される政策を打ち出してきた。その一応の集大成が「農地改革プラン」農水省, 平成20年12月3日, であり, 今回の農地法改正法案へとつながっている。
- 6) 拙稿「農業政策と農業生涯学習－1: 徳島県における農業生涯学習のプログラム開発と社会連携－市民ファーマー育成講座を中心事例として－」『徳島大学 大学開放実践センター紀要』第18巻(2008), 徳島大学 大学開放実践センター, 19-50頁, を参照。
- 7) マネタリズムを中心とした市場原理主義的経済学に対する批判として, 内橋克人たちの一連の仕事がある。リーマンブラザーズの破綻以降, 政策的な行き過ぎへの若干の反省と揺り戻しがみられるようになったが, 本質的に経済学あるいは経済そのもののあるべき姿を根底から見直そうという動きはまだ鈍いように思われる。今日的な世界同時不況の背景や将来ビジョンを見直す上で, これらは必読文献と言える。内橋克人(編)『経済学は誰のためにあるのか 市場原理至上主義批判』岩波書店, 1997年7月。「共生」をキーワードとした内橋の著作は多いが, 二三リストアップしておこう。内橋『共生の大地 新しい経済が始まる』岩波書店, 1995年3月。同『<節度の経済学>の時代 階層化社会に抗して』朝日新聞社, 2006年5月30日。同『もう一つの日本は可能だ』文藝春秋, 2006年12月10日。食糧危機をテーマした反グローバルイズムからの著作としては, スーザン・ジョージ(小南・谷口訳)『なぜ世界の半分が飢えるのか』朝日新聞社, 1984年6月20日が, 世界経済の構造的矛盾を見事に描出している。出版日時はやや古い, なたかも今日的構造の矛盾に満ちた現実を活写している感がある。世界は, この間, 全く変化しなかったことの表れであろう。

- 8) 全国から110名の応募があり、そのうち7名の契約社員が誕生した。詳細は後述。
- 9) 川上・川中・川下というターミノロジーで、食料の生産・流通＝販売、消費のプロセスを一連のシステムとして捉える方法は、前稿でも取り上げた文献、高橋正郎（編）『食料経済 フードシステムからみた食料問題』理工学社、2006年4月、が詳しい。
- 10) 農業が単に農産物を生産するのみならず、環境や景観の保全を担保する資源として国民ないし人類共通の財産であるとする見方は、この数年で急速な広がりを見せている。農民団体や行政、学会の一部などが、新自由主義的構造改革路線を批判する有力な視点となっている。逆に、財界等の見解は、こうした流れに乗り遅れてきたのであるが、現時点では、立場や背景の違いはあるにせよ、ほぼ共通認識に立っているように見える。
- 11) 農業教育と生涯学習をクロスさせた論考として、最近、佐々木正剛『生涯学習社会と農業教育』大学教育出版、2008年6月30日、が出たが、著者が高校教員であるために、関心が専ら専門高校教育にあり、視点としてはまだ狭いと言わざるを得ない。
- 12) 農地法に関する制度的変遷については、後述する高木の著作（注14）参照）に加えて、島本富夫『日本の農地 所有と制度の歴史』全国農業会議所、平成15年5月、が有益である。特に、太古以来の土地制度の変遷に関する年表（巻末資料）は貴重である。
- 13) 企業による農業参入というイシュー自体は、構造改革特区がスタートしてから始まったのではなく、古くは戦前からあったとする見方もある。神門善久『日本の食と農 危機の本質』、NTT出版、2006年6月28日、を参照。神門は、戦前期には、農地所有は個人でも企業でも自由であったと言う。企業による農地の買い占めが行われたことや、銀行が農地を担保に融資を行い、返済不能となったために、元の耕作人に小作に出すなどの事例を挙げている（第六章、「3 企業による農業の歴史」の項を参照）。
- 14) 高木賢『農地制度 何が問題なのか』大成出版社、2008年4月30日は、食糧庁長官まで上り詰めた高級官僚の著作としては異色である。現在弁護士並びに東京農業大学客員教授等の肩書を持つ氏は、農水行政（沿革と現状）に通暁しているのみならず、より高い見地から我が国の農業の在り方について発言している。農業者が抱える矛盾についても温かな視線を馳せているように思う。なお、戦後における農業関連法の変遷を整理した巻末年表は、前掲島本（注12）と併せて参照に値する。「新政策」に関しては、同書、121－125頁を参照。
- 15) 調査会に関する記述についても、高木のコラム（「株式会社による農地の権利取得問題の経緯と今後」121－125頁）から整理抽出した。
- 16) 高木前掲書、123－124頁。
- 17) 同上、119－120頁。
- 18) 「特定法人貸付事業（農地リース方式）を活用した企業の農業参入について」（農水省速報 20. 9. 1 現在）より。
- 19) 室屋有宏「株式会社の農業参入－事例にみる現状とその可能性及び意義について－」『農林金

- 融」, 2004年12月。なお, 農地問題に関する論考として, 次を参照。安藤光義「農地問題の現局面と今後の焦点—耕作放棄問題の枠組みとその対策」『農林金融』2007年10月。内田多喜生「農地の所有構造の変化土地持ち非農家の動向」『農林金融』2007年10月。渡辺・田口「大都市圏の農地動向について」『農林金融』2007年10月。最近の記事としては, 室屋有宏「農業における2つの連携—大手企業と地域の方向—」『農中総研 調査と情報』第11号(2009年3月), がイトーヨーカ堂による農業参入や最近における経産省・農水省による施策「農商工連携」を取り上げ, 農業をめぐる新しい局面について報告している。農地問題や食糧問題等農政全般を体系的に論評した著作としては, 生源寺眞一『農業再建 真価問われる日本の農政』岩波書店, 2008年1月10日, がある。生源寺は, 株式会社による農地の所有権取得自体には否定的であり, むしろ借地農業の安定化を図ることが大切であるとしている。農業経済学の第一人者とも目される生源寺であるが, 多くの研究者もほぼ同様の考えを示しているように見える。奇妙な符合とも言える現象である。その中で, 田代洋一は, 財界の思惑について, 次のように指摘している。「当面は, 株式会社の借入農地の耕作により, 農業における株式会社のプレゼンスを高め, 地域農業の担い手としての株式会社の認知を広め, 次のステップに備えることになる。すなわち, 区域設定・地方公共団体経由・協定方式を廃して, 普遍的かつストレートに農地借入→所有権取得できる制度を要求していくことになろう」と。田代洋一『「戦後農政の総決算」の構図 新基本計画批判』筑波書房, 2005年7月25日, 120頁。財界の思惑は, 田代の指摘する通りであろう。田代は, 農政・財界・学会等の主な思潮を各個撃破する気魄に満ちていて痛快であるが, 次のものも参照されたい。同『農政「改革」の構図』筑波書房, 2003年8月8日。
- 20) 室屋(同上), 55-746頁。
 - 21) 同上, 57-747頁。
 - 22) パソナグループのHPより。<http://www.pasonagroup.co.jp/company/history.html>
 - 23) TOB 会社情報より。
 - 24) パソナグループHPより。<http://www.pasonagroup.co.jp/comapany/philosophy.html>
 - 25) パソナグループHPより。<http://www.pasonagroup.co.jp/shadowcabinet/>
 - 26) パソナグループHPより。http://www.pasonagroup.co.jp/shadowcabinet/introduce/a_farm.html
 - 27) 「パソナチャレンジファーム事業計画(内部資料)」パソナグループ事業開発部農業プロジェクトチーム。本資料は, A4/10頁からなる内部資料である。2008年12月のインタビュー時に頂戴した。パソナの知恵と農業にかける意気込みが詰まった資料である。
 - 28) 同上, 4頁。
 - 29) 農水省HP(農地問題サイト)より。<http://www.maff.go.jp/soshiki/keiei/nouchi/shiensaito/hyogo.htm>
 - 30) 「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」兵庫県淡路市, 平成18年8月。本資料は, A4/32頁からなる資料であり, 農業経営基盤強化促進法に定められた市町村が策定するべき

「基本構想」である。

- 31) 同上, 24頁。現在, 淡路市で農業参入している企業・団体はパソナ以外で各1である。平成15年より特区参入として, NPO 法人ツーバイ EMO エコ淡路が, 法改正後平成20年より (株) 光明建設が参入している。いずれも0.2 ha ~1.5 ha の小規模参入である。市の担当者とのインタビューでは, 本事業にかかる事業説明会は盛況であり, 2008年秋に開催した説明会では, 地元建設業を中心にして, およそ30社程度が参加したと言う。パソナの参入を契機として, 今後参入企業等が増加する可能性は高い。
- 32) 同上, 24頁。なお, 標準小作料については, インタビューによれば, 畑10 a 当たり4,000円, 水田10 a 当たり10,000円となっている。格安というには, 躊躇されるほどの安さである。
- 33) パソナの計画では, 初年度, 畑2a の借用なので, 農地にかかる費用は全く論外である。2年目の2009年度には, 4a に拡張すると言うが, それでもタダ同然である。
- 34) 資料「パソナチャレンジファーム in 淡路 農援隊員プロフィール」より。本資料は, A 3 / 両面からなる参加者紹介資料である。出身地, 職歴, 趣味・特技, スポーツ, お酒, 農業について, その他現地でしてみたいこと, 意気込みなど, の項目で自己紹介が記載されている。

参考文献

- 相田修・松田藤四郎編『農学・農業教育・農業普及』（『戦後日本の食料・農業・農村』第10巻），農林統計協会，2003年11月。
- 赤司・田中・浜田『農民教育史』（梅根悟監修『世界教育史大系』35），講談社，昭和52年1月。
- 安藤光義「農地問題の現局面と今後の焦点－耕作放棄地問題の枠組みとその対策」『農林金融』第60巻第10号（2007年10月），2－11頁。
- 「EPA 交渉の加速，農業改革の強化 グローバル化改革専門調査会 EPA・農業ワーキンググループ第一次報告書」経済財政諮問会議，平成19年5月。
- 「EPA・農業ワーキンググループへの回答について」農林水産省，平成19年10月。
- 内田多喜生「農地の所有構造の変化と土地持ち非農家の動向」『農林金融』第60巻第10号（2007年10月），12－24頁。
- 内橋克人『経済学は誰のためにあるのか 市場原理至上主義批判』岩波書店，1997年7月。
- 内橋克人『共生の大地 新しい経済が始まる』岩波書店，1995年3月。
- 内橋克人『＜節度の経済学＞の時代 市場競争至上主義を超えて』朝日新聞社，2003年12月。
- 内橋克人『もう一つの日本は可能だ』文芸春秋，2006年12月。
- 内橋克人・城山三郎『「人間復興」の経済を目指して』朝日新聞社，2004年10月。
- 大塚勝夫『農的に生きる時代』家の光協会，平成9年2月。
- 片山清一『近代日本の農業教育』高陵社書店，昭和63年10月。
- 「耕作放棄地対策について」農林水産省農林振興局，平成20年1月。

神門善久『日本の食と農 危機の本質』NTT 出版社，2006年6月。

佐々木高明『照葉樹林文化とは何か 東アジアの森が生み出した文明』中央公論社，2007年11月。

佐々木正剛『生涯学習社会と農業教育』大学教育出版，2008年6月。

島野・佐藤『生きる力を育む食と農の教育』家の光協会，2006年1月。

島本富夫『日本の農地 所有と制度の略史』全国農業会議所，平成15年5月。

清水徹朗「日本の農地制度と農地政策－その形成過程と改革の方向－」『農林金融』第60巻第7号
(2007年7月)。

生源寺真一『農業再建－真価問われる日本の農政』岩波書店，2008年1月

スーザン・ジョージ (小南・谷口訳)『なぜ世界の半分が飢えるのか 食糧危機の構造』朝日新聞社，
1984年6月。

鈴木宣弘『現代の食料・農業問題～誤解から打開へ～』創森社，2008年12月。

高木賢・松原明紀『食料・農業・農村法入門』全国農業会議所，平成19年3月。

高木賢『農地制度－何が問題なのか』大成出版社，2008年4月。

高橋正郎 (編)『食料経済 フードシステムからみた食料問題』理工学社，2006年4月。

財部誠一『農業が日本を救う』PHP 研究所，2008年12月。

高山昭夫 (碓井正久監修)『日本農業教育史』農山漁村文化協会，1981年5月。

田島重雄『世界の農業教育』筑波書房，昭和60年7月。

田代洋一『新版 農業問題入門』大月書店，2003年2月。

田代洋一「戦後農政の総決算」の構図 新基本計画批判』筑波書房，2005年7月。

田代洋一『農政「改革」の構図』筑波書房，2003年8月。

立石一『阿波型農業物語』徳島県農政クラブ，平成19年10月。

「21世紀新農政2008～食糧事情の変化に対応した食料の安定供給体制の確立に向けて～」食料・農
業・農村政策推進本部，平成20年5月。

「21世紀新農政2008のポイント～食糧事情の変化に対応した食料の安定供給体制の確立に向けて～」
農林水産省，平成20年5月。

「農業経営基盤強化促進基本構想」倉吉市，平成18年6月。

「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」兵庫県淡路市，平成18年8月。

「農業経営体への直接支払制度の活用－産業としての経営力強化を目指して－」社団法人経済同友
会，2004年12月22日。

「農業の将来を切り開く構造改革の加速－イノベーションによる産業化への道－」社団法人経済同友
会，2004年3月8日。

「農地政策の見直しについて」農林水産省，平成19年9月。

「農地制度改革に関する見解～食料供給力の強化に向けた農地の確保と有効利用の促進～」(社)日
本経済団体連合会農政問題委員会，2009年2月13日。

「農地改革プラン」農林水産省，平成20年12月3日。

「農地法の一部を改正する法律案（閣第三二号）」第百七十一回（常会），平成21年2月24日（衆参両院受理）。

農林水産省『平成20年版 食料・農業・農村白書のポイント～地域経済を担う，魅力ある産業を目指して～』（社）時事画報社，2008年5月。

「パソナチャレンジファーム事業計画（内部文書）」パソナグループ事業開発部農業プロジェクトチーム。

樋口修「GATT/WTO体制の概要とWTOドーハ・ラウンド農業交渉」『レファレンス』No.670，平成18年11月。

廣渡修一「農業政策と農業生涯学習－1：徳島県における農業生涯学習のプログラム開発と社会連携－市民ファーマー育成講座を中心事例として－」『徳島大学 大学開放実践センター紀要』第18巻，2008年8月。

三好信弘『日本農業教育成立史の研究』風間書房，昭和57年3月。

室屋有宏「株式会社の農業参入－事例にみる現状とその可能性及び意義について－」『農林金融』，2004年12月。

室屋有宏「農業における2つの連携－大手企業と地域の方向－」『農中総研 調査と情報』第11号，2009年3月。

渡部信智・田口さつき「大都市圏の農地動向について」『農林金融』第60巻第10号，2007年10月。

（注：前稿以降に参照した文献を中心にリストアップした。）

参考 URL

農水省 <http://www.maff.go.jp/>

厚労省 <http://www.mhlw.go.jp/>

経済財政諮問会議 <http://www.keizai-shimon.go.jp/>

日本経団連 <http://www.keidanren.or.jp/>

経済同友会 <http://www.doyukai.or.jp/>

JA 全中 <http://www.zenchu-ja.or.jp/>

全国農業会議所 <http://www.nca.or.jp/>

農民運動全国連合会 <http://web.kamogawa.ne.jp/>

パソナグループ <http://www.pasonagroup.co.jp/>

Abstract

The theme of the agricultural participations by the private corporations is one of the most urgent issues on the agriculture and the agricultural policy in Japan, because its success or failure drastically affects the contemporary problems of the foods, the agriculture and the farm villages in Japan. Here in Japan, the issues such as the lack of NINAITE (able farmers), the low JIKYU_RITSU (the ratio of self sustained food supply), the increasing KOSAKU_HOKICHI (the waste farmland across the country) and KOKUSAI_KYOSO (the global competition in the field of agriculture (ex. WTO & FTA/EPA negotiations) have brought the nation itself to crisis for recent 3 decades.

This paper, in the former part, describes the current situations of the agricultural participations by the private corporations in Japan, such as its history, the institutional systems and the existing cases. And it argues several controversial issues and refers to the situations to be. In the latter part, it introduces the Pasona Challenge Farm in Awaji as a typical case of the agricultural participations by the private corporations and points out a few problems, especially the management plan and the human development strategy inside the Pasona Group. Further it refers to its direction hereafter. The Pasona Challenge Farm in Awaji has only started in October, 2008. Therefore the Pasona case is one of the indefinite projects at the present, but it contains lots of possibilities, positive or negative. So from now on we have to watch and inspect this case very carefully.